

石巻市監査委員告示第2号

平成24年11月30日付け石巻市監査委員告示第8号で公表した福祉部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき別紙のとおり公表する。

平成25年1月8日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日付け石監第 1 6 号で指摘及び意見があった監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>(1) 福祉総務課</p> <p>【契約事務】</p> <p>契約事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、契約規則等関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>1 緊急短期入所業務委託契約書において、単価契約で契約書に総額が記載できない請負契約書であるにもかかわらず 200 円の収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>2 高齢者権利擁護事業業務委託契約書において、委任契約であり不課税にもかかわらず 200 円の収入印紙が貼付されていた。</p> <p>3 緊急通報システム管理及び保守点検業務委託契約書において、単価契約で契約書に総額が記載できない請負契約書で印紙税は 200 円となるが、4,000 円の収入印紙が貼付されていた。なお、営業者間で同様の契約を締結する場合は、継続的取引の基本となる契約書（印</p>	<p>印紙税額の不足については、当該事業者と連絡し、不足分の収入印紙を契約書に貼付してもらうよう手続きを執りました。</p> <p>過誤納した印紙税の還付については、当該事業者と連絡し、所轄税務署において適正な手続きを執るよう指導しました。</p> <p>今後は、契約事務で指摘された印紙税法に基づく収入印紙の貼付について、適切な事務を行います。</p>

<p>紙税法別表第一に掲げる第7号文書)に該当し、印紙税は4,000円となる(印紙税法施行令第26条第1号)。</p> <p>4 敬老会会場設営業務委託契約書において、請負契約金額から印紙税は1,000円となるにもかかわらず400円の収入印紙が貼付されていた。</p> <p>その他、契約書中、委託料の支払期限を定めていなかったり、不適当な文言を用いるなど全般的に条文内容の統一性に欠けているので、前年度の契約書を踏襲することなく、改めて条文を精査し、契約規則等関係法令に基づき記載しなければならない事項はもれなく記載し、適正な契約書とすること。</p> <p>なお、過誤納した印紙税は、当該契約書を所轄税務署に持参し、手続きを取れば還付が受けられるので、当該事業者はその旨連絡するなど指導すること。</p> <p>また、印紙税の課税判断については、最終的に所轄の税務署が行うので、事業者には必ず所轄の税務署に確認するよう指導すること。</p>	<p>契約書の記載漏れや不適当な文言につきましては、前年度の契約書を安易に踏襲することなく、その都度、関係法令等に基づき条文を精査するなどの慎重な事務処理を進め、適正な契約書の作成に努めます。</p> <p>契約締結に当たり、印紙税の課税判断については、必ず所轄の税務署に確認するよう事業者への指導を行います。</p>
<p>(2) 被災市民生活支援課</p> <p>【支出事務】</p> <p>災害援護資金の貸付事務において、借用書など貸付に関する書類の記載事項等について、不適正又は不十分なものが見受けられた。借用書等は、後日、紛争になった場合、貸付金の受け渡しや貸付条件を証する重要な証拠となるものなので、記載事項等について次のとおり改善を求めるものである。</p> <p>1 貸付実行日について</p> <p>石巻市災害弔慰金の支給等に関する</p>	<p>借用書へ貸付実行日を印字し、実行日に</p>

る条例施行規則（以下「規則」という。）では、災害援護資金は、借入申込者からの申込みを受け、調査検討の上、貸付けの決定をし、借用書と引換えに貸付金を交付するとされているが、実務上、貸付金は振込みにより交付することになるため、規則で規定している貸付金の交付方法は現実的な事務処理とはいえないものである。

このため、担当課ではあらかじめ借用書（提出日の日付が入ったもの）の提出を受け、後日、振込みにより貸付金を交付しているところであるが、借用書の様式は、一般の経済活動で使用されている借用書同様、現金の授受に合わせて借用書の提出があることを前提としているものであり、貸付金の交付日と借用書の提出日が異なる場合に対応するものとはなっていないので、借用書の様式は貸付実行日が明らかとなるものとされたい。

また、資金の交付前に借用書の提出を求めるのなら、借用書は金銭消費貸借契約が成立した証とはならないので、資金の授受があったことを証する書類として振込に関する書類なども償還が完済になるまで保存する必要性がある。

2 償還期間について

借用書における償還期間は、資金を振込みした翌月の1日を始期として設定しているが、この場合において、条例で規定する償還期間（最長13年）を越えることがあるので、償還期間は振込日を始期とされたい。

資金を振込むことを借受人へ説明し了承していただいたうえで借用書を提出していただくよう改善いたします。

また、貸付実施の確認書類として、支出命令書及びその添付書類（振込明細書）の写しを添付することといたします。

償還に伴う据置期間の設定や、支払期間については、貸付実施日を起算日（始期）として取り扱うように改めます。

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 契約書における印紙税について（会計課）</p> <p>健康部及び福祉部に対する定期監査の結果において指摘しているところであるが、各種契約書の作成に伴い事業者が納付すべき印紙税に関して、</p> <p>1 単価契約で契約書に総額が記載できない請負契約書の場合、印紙税額は200円となるが、金額の異なる収入印紙が貼付されている契約書や、逆に収入印紙が貼付されていない契約書が見受けられた。</p> <p>2 不課税文書である委任契約書であるにもかかわらず、収入印紙が貼付されているものが見受けられた。</p> <p>など、本来納付すべき印紙税額と異なる金額の収入印紙が貼付されている契約書や、不課税であるにもかかわらず収入印紙が貼付されている契約書などが多く見受けられた。</p> <p>市と事業者が契約書を共同で作成する場合、市が保存するものは事業者が作成したもの、事業者が保存するものは市が作成したものとみなされ、市が保存する契約書の印紙税の納税義務者は事業者であり、本来、印紙税額は、事業者が所轄の税務署に確認すべきものであるが、今回の事例を見ても事業者が税務署に確認をせず誤った判断をしているケースが多いことが分かる。</p> <p>契約所管課は、契約締結に際しては、印紙税額に注意を払い、事業者に対して、可能な限り所轄の税務署に確認するよう指導する必要があると思われるが、最終的には、地方自治法に定められたとおり会計管理者が支出負担行為の確認を行う際にチェックをすることになるので、印紙税額に誤りがないよう細心の注意を払うよう求めるものである。</p>	<p>指摘のありました印紙税法に基づく収入印紙の貼付について、支出負担行為を確認する際は細心の注意を払うとともに、適切な事務が行われるよう平成24年12月21日付けで各課長に対して文書で周知しました。さらに、同年12月25日の第18回庁議においても、各部長及び総合支所長に周知徹底が図られるよう報告したところであります。</p> <p>今後とも契約担当の管財課とともに、理解向上に努めてまいります。</p>